

入札説明書（仕様書）

公告日：平成31年1月8日

本入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえで入札に参加してください。

- 1 件名 平成31年度三重県立看護大学学生健康診断業務
- 2 委託期間 契約締結日から平成31年9月30日まで
- 3 履行場所 三重県立看護大学（三重県津市夢が丘1丁目1番地1）
- 4 委託内容 仕様書のとおり
- 5 入札日時 平成31年1月25日（金）10：00
- 6 入札場所 三重県立看護大学 管理棟2階 小会議室
（三重県津市夢が丘1丁目1番地1）
- 7 開札日時 開札は、入札者立合いのうえ、入札後ただちに行います。
- 8 開札場所 6に記載の場所で行います。
- 9 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する者
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県の「三重県物件関係落札資格停止要綱」により落札資格停止を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定による病院又は診療所の開設届けがなされている者であること。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可が必要な者にあつては、当該許可を受けている者であること。
 - オ 過去3年間において同規模程度の健康診断業務の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- 10 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の（1）から（3）までに掲げる証明書等を平成31年1月18日（金）午後5時までに12に記載の所属まで提出してください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に（4）から（7）までの書類を提出していただきます。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成31年1月28日（月）の午後5時とします。提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

 - (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - (2) 法人にあつては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明

書]のうち、いずれかの書類の写し

- (3) 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (5) 納税確認書(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (6) 9(2)のエを証明する書類等の写し
- (7) 契約実績証明書(様式2)又は契約書の写し

11 質疑応答票の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 平成31年1月17日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法 直接又はFAXにて12に記載の所属まで提出すること
FAX: 059-233-5666

12 入札手続きに関する担当所属

〒514-0116 三重県津市夢が丘1丁目1番地1
三重県立看護大学事務局・教務学生課 担当: 安達・坂
電話番号: 059-233-5603 FAX 番号: 059-233-5666

13 質疑応答に関する回答及び競争入札参加資格の確認結果通知

平成31年1月22日(火)までに通知します。

14 入札方法等に関する事項

- (1) 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。
- (2) 再度入札を行うこともありますので、開札には、本人又はその代理人が立ち会ってください。
- (3) 本入札においては、入札単価に受診予定者数を乗じた額の総額を入札価格とします。また、入札金額及び単価欄の記載にあたっては、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず契約希望金額を記載するものとし、課税業者にあつては消費税欄に内税額を記載するものとする。ただし、消費税率は8%として計上してください。
- (4) その他「入札に際しての注意事項」によるものとします。

15 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第11条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

16 入札の無効

契約規程第15条及び「入札に際しての注意事項」によるものとします。

17 落札者の決定方法について

- (1) 「入札等に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、9(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

18 契約に関する事項

- (1) 契約は、消費税及び地方消費税を含む単価による単価契約とし、検査項目の単価に各受検者数を乗じた額の合計額を支払うものとします。

- (2) 契約条項は別途定める契約書のとおりです。
- (3) 契約に関する事務は、12に記載する所属にて行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

19 契約保証金

契約保証金は、契約規程第31条から第33条まで及び「入札に際しての注意事項」によるものとします。

20 検査について

健康診断の結果を健康診断終了後、本学の指定する方法により教務学生課へ提出して担当者の検査を受けるものとします。

21 支払方法

実施した健康診断についての検査終了後、適正な請求書を受領後、30日以内に支払うものとします。

22 その他

- (1) 入札説明書（仕様書）及び入札に関する疑義、確認等は、11に記載されている日時までに「質疑応答票」により行うこと。（※回答に時間がかかる場合がありますので、早めをお願いします。）
- (2) 本業務の実施にともなう消耗品及び機器の搬入・運搬等の諸経費は受託者が負担すること。
- (3) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書（仕様書）及び契約書に記載された内容及び実施期間等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (6) 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報に他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・

監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。